

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例(本州四国連絡橋に係るもの)
2	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義
	②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	内容	《制度の概要》 本州四国連絡橋の供用に伴い事業活動の縮小又は廃止を余儀なくされる一般旅客定期航路事業者(法人)が、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を受けた場合、当該交付金を損金に算入することで一般旅客定期航路事業者(法人)に対する法人税を非課税とする。
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の4
4	担当部局	道路局総務課高速道路経営管理室(臨時旅客船問題等対策室)、鉄道局総務課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和6年度(5力年)
6	創設年度及び改正経緯	昭和56年度創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対し助成措置を講じるとともに、講じた助成措置について法人税の特例を設けることにより、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、本州四国連絡橋建設を促進する。 《政策目的の根拠》 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号。以下、「本四連絡橋特措法」という。)第5条、第10条及び第11条 一般旅客定期航路事業を営む者が本四連絡橋特措法に規定する実施計画に従って一般旅客定期航路事業の事業規模の縮小等を行った場合には、高速道路機構又は鉄道事業者は、当該者に対して、それぞれの事業区分に応じ、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を交付することができることとされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 VIII 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる 施策目標 29 道路交通の円滑化を推進する に包含
		③: 租税特別措置等により達成しようとする目標 本州四国連絡橋の建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対し助成措置を講じるとともに、講じた措置について法人税の特例を設けることにより、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図る。 また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第11号の業務に係るものは現時点

			ではないため、測定指標は設定できない。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本州四国連絡橋の供用に伴い事業活動の縮小又は廃止を余儀なくされる一般旅客定期航路事業者(法人)が、一般旅客定期航路事業廃止等交付金を受けた場合、当該交付金を損金に算入し、法人税を非課税とすることにより、当該法人の一般旅客定期航路事業に係る影響が軽減され、もって本州四国連絡橋建設の促進に寄与。
9	有効性等	① 適用数	平成11年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設はなく、西瀬戸自動車道の開通による一般旅客定期航路事業廃止等交付金は平成14年で終了したため、平成15年度以降、適用実績はない。 令和2年度実績 0件 令和3年度実績 0件 令和4年度実績 0件 令和5年度実績 0件 令和6年度実績 0件  【算定根拠】 —
		② 適用額	平成11年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設はなく、西瀬戸自動車道の開通による一般旅客定期航路事業廃止等交付金は平成14年で終了したため、平成15年度以降、適用実績はない。 令和2年度実績 0百万円 令和3年度実績 0百万円 令和4年度実績 0百万円 令和5年度実績 0百万円 令和6年度実績 0百万円  【算定根拠】 —
		③ 減収額	平成11年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設はなく、西瀬戸自動車道の開通による一般旅客定期航路事業廃止等交付金は平成14年で終了したため、平成15年度以降、減収実績はない。 令和2年度実績 0百万円 令和3年度実績 0百万円 令和4年度実績 0百万円 令和5年度実績 0百万円 令和6年度実績 0百万円  【算定根拠】 —
		④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 平成11年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設はないが、本四連絡橋特措法は存続しており、今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に本措置の効果が発現する。

			<p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>過去5カ年における本措置の適用はないが、今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に本措置の効果が発現する。</p> <p>【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】</p> <p>—</p> <p>《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》</p> <p>平成11年の西瀬戸自動車道の開通以後、新たな本州四国連絡橋の建設はないが、今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際には、旅客船業界より要望がなされていた本租税特別措置を適用することで、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を円滑に図ることができるため、有効な手段である。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に、建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対する本租税特別措置がない場合、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図ることができなくなることから、そのような事態を避けるためにも、分析対象期間中は適用が無かったものの必要不可欠な措置である。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本四連絡橋特措法において規定される各種対策と合わせ、旅客船事業者への対策が円滑に実施される制度であり、また当該措置を講ずることについて、昭和55年頃より旅客船業界から要望がなされていたことも踏まえると、今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を寄与すると考えられることから、総合的な対策として妥当。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の政策手段はない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		<p>今後、新たに本州四国連絡橋が建設された際に、建設に伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業を営む法人に対する本措置がない場合、一般旅客定期航路事業等に係る影響を軽減し、もって道路網及び鉄道網の充実を図ることができなくなることから、そのような事態を避けるためにも、必要不可欠な措置であるため引き続き継続する。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月